

東海市芸術劇場舞台管理運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

東海市芸術劇場舞台管理運営業務委託

2 目的

東海市芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）は、「ひとづくり」、「にぎわいづくり」、「いきがづくり」を基本理念とした本市の「文化創造の拠点」として、市民の文化芸術活動を支える重要な役割を担います。また、現在公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団と吉本興業ホールディングス株式会社と協定を結び事業を展開する一方、「東海市子どものオーケストラ」「東海市民合唱団」「東海児童合唱団」「東海市ダンスチーム」を運営しながら様々なジャンルの独自の自主事業を多く開催しています。

その中で、芸術劇場の舞台の管理運営を担う舞台業者には、これらの自主事業を支援し、貸館においては利用者が館内で充実した文化芸術活動を行うことができるよう、照明、音響等舞台設備の安全な運用、大規模機構等の管理運営を行う専門性を有し、利用者の立場に立った舞台利用相談や貸館業務対応を行う高いコミュニケーション能力とサービスを要求するものです。

このようなことから、芸術劇場の基本理念を十分に理解し、高い意識を持ち業務にあたる人材を確保し、施設機能を十分に発揮させ、利用者への質の高いサービスを提供するとともに、水準の高い舞台芸術を提供し、安全で安心な施設運営を行うため、プロポーザルにより委託業務の効果的な実施方法等について提案を受け、また、ヒアリングすることにより、企業の理念や技術統括責任者の人格を量り、委託業務の目的に最も合致した参加者を受託者として選定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものです。

3 実施者及び参加者の名称

- (1) 本プロポーザルを実施する東海市を「実施者」とする。
- (2) 本プロポーザルに参加する会社等を「参加者」とする。

4 業務概要

- (1) 委託業務の内容
別紙「東海市芸術劇場舞台管理運営業務委託仕様書」のとおり
- (2) 委託期間
令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで
- (3) 提案上限額
189,000,000円（税抜）
※上限額を超える提案は、失格とする。
- (4) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

5 本プロポーザル参加要件

本プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和7年（2025年）6月27日（金）現在において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、本プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 東海市の入札参加資格者名簿登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者）の規定に該当しないものであること。
- (3) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規に基づく指名の停止を受け、又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年2月17日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 舞台管理運營業務を構成する「舞台」「照明」「音響」の操作・管理に関する豊富なノウハウを有し、かつ、当該業務を円滑に遂行するために必要な能力を持った人材、事業資金等の経営基盤を有する法人格で、ホールを有する公立・民間の文化施設に令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの5年間の間において、同施設に連続して3年以上、舞台、照明、音響の業務を一括して、元請として履行した実績があること。

6 選定スケジュール及び資料交付

(1) 選定スケジュール（予定）

ア 本プロポーザル公告	令和7年（2025年）6月11日（水）から 令和7年（2025年）6月27日（金） 午後3時まで
イ 質問書の提出期間	令和7年（2025年）6月11日（水）から 令和7年（2025年）6月18日（水） 午後5時まで
ウ 質問書に対する回答	令和7年（2025年）6月23日（月）
エ 参加表明書の提出期限	令和7年（2025年）6月27日（金） 午後3時まで
オ 参加資格確認結果の通知	令和7年（2025年）7月3日（木）
オ 企画提案書等の提出期限	令和7年（2025年）7月12日（土） 午後3時まで
オ プレゼンテーション	令和7年（2025年）7月24日（木）

及びヒアリング

カ 審査結果通知

令和7年（2025年）7月31日（木）

(2) 資料等の交付

本プロポーザルに係る資料等については、東海市ホームページに掲載する。また、掲載された資料等は、本プロポーザル以外の目的に使用してはならない。

ア 東海市芸術劇場舞台管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

イ 東海市芸術劇場舞台管理運営業務委託仕様書

ウ 東海市芸術劇場舞台管理運営業務委託プロポーザル評価基準書

エ 様式1 質問書

オ 様式2 参加表明書

カ 様式3 会社概要書

キ 様式4 暴力団排除措置に係る誓約書

ク 様式5 舞台管理運営受託業務実績表（本プロポーザルの公告日を基準日として過去10年以内に客席1000人以上のホールを有する公立・民間の文化施設等から受注した本業務と同等又は類似業務の実績を記載すること。）

ケ 様式6 技術統括責任者及び技術副責任者について

コ 様式7 見積書

サ 様式8 企画提案書の提出について

シ 様式9 企画提案書

ス 個人情報取扱特記事項

セ 東海市文化創造プランⅡ

ソ 施設平面図

タ 機器リスト

チ 大ホール、多目的ホール舞台図一式

ツ 東海市芸術劇場所属4団体の紹介

- ・「東海市子どものオーケストラ」について

- ・「東海児童合唱団」について

- ・「東海市民合唱団」について

- ・「東海市ダンスチーム Miakot」について

テ 東海市芸術劇場「利用について」

ト 令和7年度東海市芸術劇場年間プログラム

7 プロポーザル公告期間

本プロポーザルの広告は、令和7年（2025年）6月11日（水）から令和7年（2025年）6月27日（金）までの期間、東海市のホームページに掲載する。応募に必要な書類等は東海市ホームページからダウンロードすること。（最終日は午後3時まで、また、東海市芸術劇場3階事務室の窓口においても公告期間中、午前9時から午後10時まで（ただし、令和7年（2025年）6月16日（月）の休館日は除く）書類を受け取ることができる。）

東海市ホームページアドレス：

<https://www.city.tokai.aichi.jp/business/1002934/1002964/1010207.html>

8 本プロポーザルに関する質問及び回答

(1) 提出期間

令和7年（2025年）6月11日（水）から令和7年（2025年）6月18日（水）午後5時まで（必着）（ただし、令和7年（2025年）6月16日（月）の休館日は除く）

(2) 提出先

東海市教育委員会 管理課 メールアドレス
kanri@city.tokai.lg.jp

(3) 質問方法

管理課へ電子メールで質問書【様式1】を上記提出先メールアドレスに送信すること。また、質問書を提出した場合は、提出した旨を管理課へ電話連絡すること。また、電子メールの件名は「東海市芸術劇場舞台管理運営業務委託質疑」とすること。

なお、質問書以外では、一切受け付けない。

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答については、令和7年（2025年）6月23日（月）午後5時までに東海市ホームページにより公開するので、質問の有無に関わらず確認すること。

9 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和7年（2025年）6月11日（水）から令和7年（2025年）6月27日（金）午後3時まで（必着）（ただし、令和7年（2025年）6月16日（月）の休館日は除く）

(2) 提出先

東海市教育委員会 管理課（東海市芸術劇場3階 劇場事務室）

(3) 提出方法

上記提出先に持参すること

(4) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を1部提出しなければならない。なお、複合体事業者で応募する場合は、代表事業者が提出すること。

ア 参加表明書【様式2】

イ 会社概要書【様式3】

会社概要書【様式3】には、次の項目に沿って記載すること

- ・会社の名称、所在地、設立年月日、沿革、基本理念
- ・役員名簿
- ・過去3年間の財務状況
- ・定款
- ・東海市への業務登録状況（入札参加資格登録等の写し）または過去2年間の

法人税の納税証明書及び消費税の納付証明書

・暴力団排除措置に係る誓約書【様式４】

ウ 舞台管理運営受託業務実績表【様式５】

(5) 参加辞退

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、参加辞退届を管理課へ事前に連絡の上、持参により提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

10 プロポーザル参加資格審査及び結果通知

プロポーザル参加資格審査を行い、審査結果を令和７年（２０２５年）７月３日（木）中にメールまたはFAXにて通知する。

参加資格審査を通過できなかった法人は、その後の本プロポーザルに参加できない。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和７年（２０２５年）６月１１日（水）から令和７年（２０２５年）７月１２日（土）午後３時まで（ただし、令和７年（２０２５年）６月１６日（月）の休館日は除く）

(2) 提出先

東海市教育委員会 管理課（東海市芸術劇場３階 劇場事務室）

(3) 提出方法

上記提出先に持参すること

(4) 提出書類

※様式が指定されていないものについては、記載様式を特に指定しないが、全て日本工業規格A4で作成すること

ア 企画提案書の提出について【様式８】

イ 企画提案書（表紙【様式９－（１）】を記入し、提出すること。企画提案書は次の項目について作成し、提案項目の内容について各最大２ページ（項目②については最大５ページまで可）とし、次の項目順に実施者側が理解できるような内容で整理すること。なお、次の項目に挙げられていない事項であっても、参加者の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加提案すること。また、企画提案書の内容は、責任を持って必ず履行できる内容とすること。

① 東海市の文化行政への理解、携わり方【様式９－（２）】

② 市の自主事業への関わり方【様式９－（３）】

③ ホールに対する基本的な考え方、業務姿勢【様式９－（４）】

④ 技術統括責任者、技術副責任者の業務への考え方と対応【様式９－（５）】

⑤ 舞台機構担当者の技量と業務への考え方と対応【様式９－（６）】

⑥ 照明及び音響担当者の技量と業務への考え方と対応【様式９－（７）】

⑦ ホール利用者（主催者・出演者・来館者）への対応【様式９－（８）】

⑧ 安全確保の考え方【様式９－（９）】

⑨ 配置従事者の研修等【様式９－（１０）】

- ⑩ その他独自の提案事項等【様式9－（11）】
- ウ 実施体制（業務に携わる担当者及び担当組織）（任意様式）
- エ 直近の財務諸表（貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書・附属明細表）（任意様式）
- オ 技術統括責任者及び技術副責任者について【様式6】
- カ 見積書【様式7】（見積金額には、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。）
- (5) 提出部数
9部（原本1部で残りは複写可とする。）
- (6) 留意事項
 - ア 期限を過ぎての提出は認めない。
 - イ 提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、実施者から要請のあったものについては、この限りでない。
 - ウ 提出された書類は返却しない。
 - エ 応募に関する一切の経費は、応募者の負担とする。

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 実施日時
令和7年（2025年）7月24日（木）午前10時から
 - (2) 場所
東海市芸術劇場4階中練習室1
 - (3) 内容
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングは企画提出書類の説明と併せて実施する。
 - イ 企画提案書の提出順で、1参加者につき25分以内（原則プレゼンテーション10分、ヒアリング15分、準備片付けを含む。）とする。（※変更の可能性あり）
 - ウ プレゼンテーション及びヒアリングの各参加者の開始予定時間等詳細については、別途通知する。
 - エ 各参加者は、別途通知した開始予定時間の10分前には東海市芸術劇場4階和室に集合すること。
 - (4) 参加人員、配布資料等について
 - ア 参加人員は、提出された就任予定の技術統括責任者及び技術副責任者1名は必ず出席するものとし、1参加者5名までとする。
 - イ プレゼンテーションは、提出された資料を基に、就任予定の技術統括責任者が実施し、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションを許可する。その場合、パソコンは参加者が持参し、プロジェクター、コード類、スクリーンは、実施者が用意する。なお、HDMI ケーブルが必要な場合は、参加者が持参すること。
- ※パソコンの貸出は行わない。
 ※使用プロジェクター EPSON EB-535W

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。

1.3 選定方法及び審査

(1) 選定委員会

提案内容や提案見積書を総合的に審査するために、「東海市芸術劇場舞台管理運営業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 評価項目

次の項目について評価を行う。

評価項目	概要
提案内容	企画提案書及びその内容に対するプレゼンテーション、適切な責任者の選定について評価する。
業務実績	参加者の業務実績について評価する。
提案見積	提案見積金額について評価する。

(3) 審査方法

選定委員会は、評価基準に基づき評価項目を評価、参加者を審査し、優先交渉者及び次点者を決定する。

なお、参加者が一者のみの場合であっても、選定委員会において参加者を審査し、選定の可否を決定する。

(4) 審査結果

審査後、審査結果をすべての参加者に書面で通知する。

なお、評価内容の詳細については、公表しないものとし、結果の問い合わせについては、応じない。

1.4 無効となる提案

- (1) 参加資格を有しない者の提案
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 本実施要領の記載事項に違反した提案
- (4) 公正を欠いた行為があったと実施者が認めた者の提案
- (5) 提出書類に不備、錯誤があり、実施者が再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出しなかった者の提案
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった者の提案

1.5 契約の締結

(1) 契約の交渉

優先交渉権者として選定された者と契約の交渉を行う。ただし、協議が整わない場合は、次点者と協議を進め、受託者を決定する。

なお、契約の締結にあたっては、参加者の提案内容を尊重するが、必ずしも提案（見積金額を含む）どおりに実施するものではなく、詳細な事項について

は、改めて協議を行った上で決定するものとする。

(2) 資格の喪失

契約の日までの間に、交渉権者が参加条件に定める条件のうち一つでも欠落した場合、実施者は契約を締結しないことができる。この場合、実施者は一切の損害賠償の責を負わない。

16 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加資料の作成及び提案に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 実施者は、企画提案書に記載された提案内容について、参加者の許可なく使用しない。ただし、実施者が本プロポーザルに関する報告作成等のために必要な場合は参加者の承諾を得ずに使用することができるものとする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、東海市情報公開条例（平成12年条例第61号）に基づき、非開示部分を除き、提出書類等を公開する場合がある。
- (5) 本プロポーザルは優先交渉者等の選定を目的に実施するものであり、採用された提案内容は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、実施者と優先交渉者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (6) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。
- (7) 電子メール等の通信事故について、実施者は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、実施者が定める。

17 担当課

東海市教育委員会 管理課

〒477-0031 愛知県東海市大田町下浜田1016番地（芸術劇場3階）

電話 0562-38-7030（内線311）

FAX 0562-38-7028

メールアドレス kanri@city.tokai.lg.jp